

系統金融機関向けの総合的な監督指針及び
漁協系統信用事業における総合的な監督指針の一部改正に係る意見・情報の募集結果

番号	項目	提出された御質問・御意見	御質問・御意見に対する考え方
1	II-3-1-8-2 主な着眼点 (1) 管理態勢	<p>例に、「入室者及び入室目的の記録の作成・保存」もあると良いのではないかと思われた。(そのようなものがあると、運用時の安全性がより向上するのではないかと考える(その様な手間がある分、不正の発生の抑止が行え(複数人での業務についての確認もより行いやすくなるはずと思われる。過去の振り返りにも有用であろう。)、関係者以外による不正もより少なく出来るのではないかと考える(この場合、適切な入室者として、また適切な入室目的を伴っての入室を行うような事務の流れが生じえないはずであろう。)。生体認証について、指紋等ではその認証を突破するための物品により認証を欺かれる可能性があるのではないかと思われるが、このような、事務手続・入室者及び入室目的記録担当職員のかける手間、よっての問題発生抑止はその様な生体認証を欺けるような物品を所有していた場合でも機能するのではないかと考える。)。なお、運用の際にはテンプレート的な選択肢があれば、都度の入力・記述の手間の多くを省けるので、そう難無く運用可能なのではないかと思われる。)</p>	<p>③の趣旨は、貸金庫の入退室・開閉等に関して、事後的に検証が可能な方法により管理することを求めるものです。</p> <p>なお、③に「例えば」で記載している内容は、いずれも例示であり、必ずしも当該方法で実施されるべきとするものではありません。</p> <p>どのような方法により管理を実施するかについては、上記趣旨や提供する貸金庫の形態等を踏まえて、各金融機関において検討いただく必要があると考えます。</p>